

# 山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、携帯電話不感地域解消事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる携帯電話不感地域解消事業は、携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るために実施する次の各号に掲げる事業のうち、電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日付け総基移第380号）第3条第2号アに規定する携帯電話等エリア整備事業の交付基準を満たさない場合に実施するものをいう。

- (1) 基地局整備事業 無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置する事業であって、市町村が行うもの
- (2) 伝送路整備事業 他の電機通信事業者の電機通信役務又は他人の所有する光ファイバ等を利用して、無線通信用施設及び設備の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、無線通信を行う電気通信事業者（以下「無線通信事業者」という。）が行うもの

## (補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、別表に掲げるとおりとする。

## (補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる市町村（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 基地局整備事業を行う市町村
- (2) 伝送路整備事業を行う無線通信事業者（以下「間接補助事業者」という。）に対して補助する市町村

## (交付額)

第5条 知事は、次の各号に掲げる額を予算の範囲内において補助事業者に補助する。

- (1) 基地局整備事業 補助対象経費の20分の9に相当する額
- (2) 伝送路整備事業 間接補助事業者に対して補助事業者が補助した額の2分の1に相当する額。ただし、開設される無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100世帯未満の場合は補助対象経費の3分の1に相当する額を、100世帯以上の場合は補助対象経費の4分の1に相当する額を上限とする。

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

## (交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定め

る期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、交付申請取下げ届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、軽微な変更とは、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の変更をいう。

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（第6号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに状況報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに県の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会

計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認をした内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（第9号様式）を補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠

書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補助金交付の条件)

第17条 この補助金の交付にあたっては、第8条から前条までの規定に準ずる条件及び次の条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ第11号様式をもって知事の承認を受けなければならないこと（別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (2) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認められる場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(間接補助金交付の条件)

第17条の2 伝送路整備事業にあつては、補助事業者が間接補助事業者に補助金を交付するときは、第8条から第16条までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、当該事業によって整備した伝送用専用線に接続する無線局による携帯電話等の無線通信のサービス（以下この条において「無線通信サービス」という。）を、当該無線通信サービス開始の日から10年以上継続しなければならないこと。
- (2) 前項の規定に反して、無線通信サービスを中止する場合は、補助事業者の指示するところにより、補助金の全部又は一部を補助事業者に返還しなければならないこと。
- 2 補助事業者は、前項第2号に規定する指示を行う場合は、知事の指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項第2号により補助金の全部又は一部を返還させる場合においては、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金を納付させなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項第2号の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第13条3項の規定を準用する。
- 5 補助事業者は、第1項第2号により間接補助事業者から補助事業者に補助金の返還並びに第3項及び前項の規定により加算金の納付があったときは、県が補助した額に相当する額を県に納付しなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 第17条の規定による取得財産等の処分に関する知事の承認については、知事が別に定める基準に該当する場合は、第11号様式による届出書の提出をもって知事の承認があった

ものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者が取得した土地については、前項による取得財産の処分によるほか、総務省所管補助金等交付規則第8条別表に規定する建物、鉄筋コンクリート造、送受信用、車庫用又は格納庫用のものに係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとみなす。

(書類の提出)

第19条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、知事に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第20条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

## 別表

事業の区分	経費区分	内 容
基地局整備事業	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備 (電力引込み送電線を含む。) (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機 (予備送受信機を含む。) (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備 (予備電源設備を含む。) (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設 (知事が別に定める施設・設備) の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費 (土地造成費を含む。) イ 附帯工事費
伝送路整備事業	賃借費	他人の所有する光ファイバ等を賃借するために必要な経費

## 山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱に係る補足事項

- 1 交付要綱第17条で定める「別に定める財産の処分制限期間」は次のとおりとする。
  - (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間。
  
- 2 交付要綱第18条で定める「知事が別に定める基準」は次のとおりとする。
  - (1) 災害又は火災により全壊、半壊、流出、全焼又は半焼した建物の取り壊し並びに建物以外の工作物を取り壊し及び設備の廃棄による財産処分である場合。
  - (2) 以下の要件を満たす財産処分である場合。
    - ① 補助事業完了後10年を越える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。  
地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
    - ② 補助事業者と同一の市町村（県を含む。）への無償による転用であること。
  - (3) (2)以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ地域住民の利便の向上に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合。
    - ① 基地局整備事業により取得した資産（以下「基地局整備事業資産」という。）により無線通信サービスを行っている電気通信事業者が対象地域の加入者の増加等に応じるための設備を増設する場合
    - ② 基地局整備事業資産により無線通信サービスを行っている電気通信事業者がデジタル方式携帯電話等の新たな無線通信サービスを提供するための設備を追加する場合
    - ③ 基地局整備事業資産により無線通信サービスを行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信サービスを提供するための設備を設置する場合
    - ④ 地方自治体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合
  
- 3 交付要綱別表の附帯施設（知事が別に定める施設・設備）は次のとおりとする。
  - (1) 電柱
  - (2) 接地線
  - (3) 屋外照明施設
  - (4) マンホール
  - (5) 空調設備
  - (6) 監視設備
  - (7) 航空標識灯設備
  - (8) 消化設備

- (9) 水道施設
- (10) 貯水タンク
- (11) ろか器
- (12) 洗面・手洗施設
- (13) 仮眠施設
- (14) 修理工具
- (15) 混信対策防止装置
- (16) (1) から (15) までに掲げるものに類する施設・設備

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付申請書

平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金の交付を受けたいので、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助事業の目的

2 補助事業に要する経費 金 円

3 交付を受けようとする補助金の額 金 円

4 補助事業の概要

(別紙)

※基地局整備事業は、電波遮へい対策事業等補助金交付要綱様式第1号別紙1第1に準ずること

※伝送路整備事業は、電波遮へい対策事業等補助金交付要綱様式第1号別紙1第2に準ずること

5 添付書類

- (1) 携帯電話不感地域解消事業に要する経費の見積書
- (2) 無線通信事業者が携帯電話不感地域解消事業によって整備される施設を利用することについての確約書
- (3) 市町村の携帯電話不感地域解消事業に関する規程又は要綱
- (4) 工事概要書（基地局整備事業のみ）
- (5) 上記のほか知事が必要と認める書類

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金については、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容については、平成 年 月 日付け 第 号で申請があった交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額 金 円

※基地局整備事業のみ経費区分の内訳を示す

内訳は次のとおりとする。

経費区分	交付決定額（円）
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

- 3 補助金の交付の条件  
(別紙)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、次の事項について不服があるので、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、同補助金 円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

不服のある交付の決定内容又は 交付の決定に付された条件	理 由

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助事業の一部を変更する必要があるので、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 変更事項及びその内容

変 更 事 項		変更前 (円)	変更後 (円)
内 容			
経 費 の 配 分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合 計		
備考			

※「経費の配分」は、基地局整備事業のみ記載すること

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助事業を中止（廃止）したいので、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

経 費 区 分	既施工部分額（円）	未施工部分額（円）	合 計（円）
基地局整備事業			
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
伝送路整備事業			
合 計			

3 事業再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

第6号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金に係る補助事業について事故が発生したので、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 是正事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

補助事業実施状況表

経費区分	交付決定額 (A) (円)	実績額 (B) (円)	進捗率 (B/A) (%)	差額 (A-B) (円)	実績見込額 (円)
基地局整備事業					
施設・設備費					
用地取得費・ 道路費					
伝送路整備事業					
合 計					

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金に係る補助事業を完了（廃止）したので、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金の交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書（事業概要と完成図・写真等）
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) (1)～(2)のほか知事が必要と認める書類

3 支払いの方法

口座振替

振替先銀行名

預金種別（当座・普通）

口座名義

口座 No.

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金の額について、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり確定したので通知します。

1 補助金の確定額 金 円

※基地局整備事業のみ経費区分の内訳を示す

内訳は次のとおりとする。

経費区分	確定額（円）
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成  
年度山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金に係る補助事業について、精算（概算）払いを  
受けたいので、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、  
次のとおり請求 します。

1 請求 金額 金 円

2 内訳

（精算払の場合）

（円）

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求額 ①－②
基地局整備事業				
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
伝送路整備事業				
合 計				

（概算払の場合）

（円）

経費区分	交付決定額 ①	前回までの 概算払受領 額②	今回請求額 ③	残 額 ①－②－③
基地局整備事業				
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
伝送路整備事業				
合 計				

3 支払いの方法

口座振替

振替先銀行名

預金種別（当座・普通）

口座名義

口座 No.

山梨県知事 殿

市町村長 印

山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金に係る財産処分（届出・承認申請）書

平成 年度において、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金に係る補助事業により取得した施設の財産処分を行いたいので、山梨県携帯電話不感地域解消事業費補助金交付要綱（第18条・第17条）の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり（届出ます・承認申請します）。

- 1 処分の内容（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸付、担保、取り壊し又は廃棄の別）
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
  - (1) 施設の名称
  - (2) 施設設置者（事業主体）の名称
  - (3) 施設の所在地
  - (4) 事業費
    - (ア) 県補助金
    - (イ) 市町村負担金
- 4 処分の概要
  - (1) 処分しようとする相手方（注）
  - (2) 処分しようとする財産の範囲  
(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面を添付する。)
  - (3) 処分の期間（注）
  - (4) 処分の条件（注）  
(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理経費を含む。）見込額を記入する。)

(注) 譲渡、取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。